

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 224 「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」 (改訂版) 公表について

経団連は、2007年2月9日に「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」(以下、「経団連ひな型」という。)を公表して以降、会社法や会計基準等の改正に合わせて経団連ひな型を改訂してきました。今般、2019年12月の会社法改正に伴い、会社法施行規則等が改正されたことや、「時価の算定に関する会計基準」、「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識基準」という。)及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の策定に伴って会社計算規則が改正されたこと等から、経団連ひな型の修正を行いました。

今回の改訂では、多くの企業で影響があると考えられる収益認識基準関連のひな型も追加・修正されており、計算書類等の作成実務において大いに参考になると考えられます。

一例を挙げると、収益認識基準の公表に伴う会社計算規則の改正により、「個別注記表」の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載する「収益及び費用の計上基準」の記載例が変更されています。

具体的には、まず会社計算規則上は、収益認識基準を適用する会社については、「収益及び費用の計上基準」には、次の事項を含むこととされています(会社計算規則第101条第2項)。

- (1) 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- (2) (1)に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- (3) (1)及び(2)のほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

上記については、下記のように具体例が挙げられています。

### 「収益及び費用の計上基準」

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており

ます。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。」

その他、収益認識基準関連以外にも、冒頭取り上げた昨今の改正を反映した記載例もあり、計算書類等の作成にあたって一読の価値があると考えられます。なお、経団連ひな型は、経済界全体としての統一的なフォームを定めたものではないとされています。そのため、各企業の事情に応じて、経団連ひな型を参考資料のひとつとして活用し、創意工夫を凝らした適切な開示により株主・債権者等への説明責任を果たし、もって企業価値向上に繋げることが期待されます。